

太陽光発電施設の設置を検討している方へ

再生可能エネルギーの利用を推進するため、平成 24 年 7 月から固定価格買取制度が開始されて以降、太陽光発電を中心に再生可能エネルギーの導入が、全国的に急速に増加しており、可児市においても増加の傾向が見られます。その一方で、事業者と地域住民との間でトラブルが発生するなど問題となるケースも生じています。

事業者が太陽光発電施設を設置するにあたり、災害の防止、良好な景観の形成、自然環境・生活環境の保全、地域住民との合意形成など、多角的な観点から検討をしていただき、地域に受け入れられる発電施設となるよう次の事項に配慮してください。

1. 事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)の遵守について

FIT法(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法)及びFIT法施行規則に基づき、事業者は下記の事項について遵守しなければならないと規定されています。

適切な土地の選択

防災、環境保全、景観保全の観点から、土砂災害特別警戒区域、砂防指定地内、急傾斜地崩壊危険区域内および希少野生動植物の生息地などについて、十分に考慮して土地の選択をしてください。

地域との関係構築

事業計画作成の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めてください。

適切な土地開発の設計

防災、環境保全、景観保全のための適切な土地開発の設計を行うよう努めてください。

適切な土地開発の施工

防災、環境保全、景観保全を考慮し、周辺地域の安全を損なわないよう施工してください。

周辺環境への配慮

発電施設の稼働音、電磁波、反射光などが、地域住民や周辺環境に影響を与えないように努めてください。また、防災や設備安全、環境保全、景観保全などに関する対策が、計画どおり適切に実施されているか随時確認してください。

標識の掲示

発電施設の外部から見えやすい場所に、設備名称、所在地、発電能力、発電事業者名およびその住所、保守点検責任者名、連絡先などを記載した標識を掲示してください。

構内への立入防止措置

容易に構内に立ち入るおそれがないよう、フェンスの設置等の措置を講じてください。

非常時の対応

発電設備の異常又は破損等(土砂の敷地外への流出など)により地域への被害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、可児市及び地域住民へ速やかに連絡するとともに、被害が拡大しないよう措置してください。

事業終了時の適正な撤去・廃棄

事業が終了した際には、そのまま放置せず、速やかな撤去と適正な処理を行ってください。

事業計画策定ガイドラインとは

平成 29 年 3 月資源エネルギー庁によって制定されたもので、再生可能エネルギー発電事業者が F I T 法及び F I T 法施行規則に基づき遵守が求められている事項、及び法目的に沿った適切な事業実施のために推奨される事項について、それぞれの考え方を記載したものです。

事業計画策定ガイドラインで遵守を求めている事項に違反した場合には、認定基準に適合しないものとみなされ、F I T 法第 12 条（指導・助言）第 13 条（改善命令）第 15 条（認定の取消し）に規定する措置が講じられる可能性があります。

事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）についてのお問い合わせ先

中部経済産業局資源エネルギー環境部エネルギー対策課

052-951-2775

2. 事業区域面積が 3,000 m²以上の太陽光発電事業について

可児市市民参画と協働のまちづくり条例に基づき、市との開発基準協議が必要です（第 27 条、第 30 条）。また、地域コミュニティ団体（自治会等）及び利害関係者（隣接地権者等）に事前に説明し、市へ説明経過を報告する必要があります（第 31 条）。

開発基準協議において遵守すべき事項（可児市開発協議要綱の一部抜粋）

- ・現状の自然環境を保全し、やむを得ず樹木の伐採など地形及び地質の変更を行うときは、地域の動植物をめぐる生態系への影響を極力抑えるよう努めてください。（第 24 条）
- ・工事の施工にあたり、防災工事を先行し、崖崩れ、土砂の流出、地滑り、出水等の災害が発生しないよう必要な措置を講じてください。（第 26 条）
- ・事業区域に接する道路及び工事車両の通行経路が、通園及び通学路にあたり登下校時に支障となるときは、事前に学校等と協議し安全対策を講じてください。（第 31 条）
- ・事業区域内の排水が、隣地へ流出しないよう設計し、原則として流域変更することなく放流先を限定し、河川その他公共の用に供している排水施設に接続してください。また、接続することとなる水路及び河川等に水利等の権利がある場合は、権利者又は関係者の同意を得てください。（第 42 条）

3. 太陽光発電施設の設置にかかる法令等

関連する法令等	手続きが必要となる要件	問い合わせ先
農地法（農地転用許可申請）	農地を農地以外のものにする場合	【市】農業委員会事務局 0574-62-1111
農業振興地域の整備に関する法律（農用地区域除外申出）	農地を農用地区域から除外する場合	【市】産業振興課 0574-62-1111
森林法 （林地開発許可申請）	地域森林計画の対象となっている民有林で面積が1 haを超える場合	【県】可茂農林事務所林業課 0574-25-3111
森林法 （伐採及び伐採後の造林の届出）	地域森林計画の対象となっている民有林で面積が1 ha以下の場合	【市】産業振興課 0574-62-1111
自然公園法 （行為許可申請）	第2種特別地域、第3種特別地域で土地の形状変更、木竹の伐採等をする場合	【県】可茂農事務所環境課 0574-25-3111
土壤汚染対策法 （土地の形質変更に係る届出）	土地の掘削その他の土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積が3,000 m ² 以上の場合	【県】可茂農事務所環境課 0574-25-3111
文化財保護法（埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出）	埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合	【市】文化財課 0574-62-1111
電気事業法（出力50kw以上） （保安規定の届出、主任技術者の選任及び届出）	業務を管理する者の職務及び組織に関する事、従事者に対する保安教育に関する事、点検及び検査に関する事などを記載した保安規定を定め、発電施設の使用の開始前までに経済産業大臣に届出	【国】中部近畿産業保安監督部電力安全課 052-951-2817
砂防法 （砂防指定地内における制限行為及び砂防設備占用の許可申請）	・立木若しくは竹の伐採 ・切取り、盛土、掘削その他の土地の形質を変更する行為 など	【県】可茂土木事務所河川砂防課 0574-25-3111
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 （急傾斜地崩壊危険区域内における制限行為許可申請）	・のり切、切土、掘削、盛土 ・立木竹の伐採 ・土砂の採取又は集積 など	【県】可茂土木事務所河川砂防課 0574-25-3111
建築基準法 （建築確認申請）	建築物に該当する場合は、建築確認申請が必要	【市】建築指導課 0574-62-1111
可児市景観条例 （景観計画区域内の行為の届出）	土地の区画形質の変更が3,000 m ² 以上の場合	【市】都市計画課 0574-62-1111

問い合わせ先 可児市 建設部 建築指導課
0574-62-1111 内線 2244、2245